

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に盛り込む事項※に関する対応について（案）

| 項目 | 基本方針に盛り込む事項 | 基本計画案 |
|------------------------------|---|---------------------|
| 1 関連制度・施策の変更 | ○ 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置が外国人住民も対象となること | 5－viii |
| | ○ 配偶者からの暴力及びストーカー行為等に加え、児童虐待及びこれらに準ずる行為も住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となること | (不要) |
| | ○ 父又は母が保護命令を受けた児童についても児童扶養手当の支給が可能となること | 5－iv－イ |
| | ○ 在留資格の取消を行わない場合の具体例に「配偶者からの暴力を理由として、一時的に避難又は保護を必要としている場合」が該当すること | (不要) |
| 2 関係機関・民間団体等との連携協力 | ○ 被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築促進 | 5－i |
| | ○ 民間団体との連携促進 | 6－i（現行有） |
| | ○ 協議会の参加機関の拡充 | 7－i |
| 3 保護命令制度の適切な運用の実現 | ○ 緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合、保護命令の発令要件の証明が可能なときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができることに関する周知 | 4－(2)－ii |
| | ○ 配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察等が参加する協議会等での検討 | 7－ii |
| | ○ 再度の申立てにおける保護命令の発令件数の記載 | (不要) |
| 4 相談、一時保護、自立支援の充実 | ○ 実施時期等を工夫した研修の開催 | 8－ii（現行有） |
| | ○ バリアフリー化の促進 | 4－(1)①－i |
| | ○ 自立支援プログラムの策定 | 5－i |
| | ○ 新たな生活困窮者支援制度の活用 | 5－iv－ア |
| | ○ 警察がとり得る各種措置の教示、被害者の意思決定の支援 | 3－②－i |
| 5 被害者の安全の確保（広域的な連携の推進、情報の保護） | ○ 配偶者暴力相談支援センターと警察や近隣の地方公共団体との連携促進 | 4－(2)－ii |
| | ○ 加害者等に対し、被害者等に係る情報を提供することがないよう周知徹底 | 5－viii |
| 6 加害者への対応 | ○ 加害行為の自覚を促すなど沈静化を図る観点からの対応への配慮 | (不要) |
| | ○ 加害者の更生のための指導に関する調査研究の進捗状況の明記 | (不要) |
| 7 交際相手からの暴力への対応 | ○ 交際相手からの暴力に関する相談対応の促進、相談窓口の利用の周知 | 1－(2)－ii |
| | ○ 啓発活動への理解の促進 | 1－(2)－i |
| | ○ 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象の明記 | 5－viii |
| 8 関連する問題への対応 | ○ 虐待を受けた子どもやその家庭に対する市町村による援助 | 3－①－v（現行有） 4－(1) |
| | ○ 配偶者からの暴力等の被害者が高齢者又は障害者である場合の対応 | 2－(2)①－i |

※（注）「第73回 女性に対する暴力に関する専門調査会」会議資料（委員及び有識者から出された意見を内閣府男女共同参画局において整理したもの）を参考に作成